

## 野々市市公民館サークル登録及び運営要項

### (目的)

第1条 この要項は、公民館を広く市民に開放し小規模団体（以下「サークル」という。）の健全な育成を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 サークルを登録しようとする者は、公民館を定期的に使用し、社会教育法第20条に規定する内容について学習活動を続けようとする者で、次の各号の要件を充たすものとする。

- (1) 原則として、野々市市に在住し、勤務し、又は通学する概ね10名以上の者によって構成されているサークルであること。
- (2) 1か月に2回以上かつ1週間に2回以内活動するものであること。ただし、館長が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) サークルには、組織、目的、活動内容、会費等を定めた会則があること。
- (4) サークルへの加入脱退についての自由が保障され、常に公平平等の民主的運営が行われること。

### (申請)

第3条 サークルを登録しようとする者は、登録申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、毎年2月末日までに館長に申請しなければならない。

### (承認)

第4条 館長は、前条に規定する申請があったときは公民館運営審議会に諮り、適当と認めたサークルに対して、登録承認書（別記様式第2号）を交付するものとする。ただし、有効期限は1年とする。

### (変更)

第5条 サークルの登録事項に変更が生じたときは、速やかに登録事項変更届（別記様式第3号）を館長に提出しなければならない。

### (制限)

第6条 次の各号の一に該当するサークルは、登録申請することができない。

- (1) 特定の政党の利害に関する活動内容を有すると認められるもの。
- (2) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持していると認められるもの。
- (3) 営利を目的とした活動内容を有すると認められるもの。
- (4) 活動が、企業や事業所など営利団体等の福利・厚生 の範囲に入ると認められるもの。

### (登録の取消し)

第7条 サークルが、次の各号に該当した場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 無断で3か月以上公民館を使用しない場合
- (2) 第2条の資格に違反した場合
- (3) 第6条に該当する活動と認められた場合

### (施設使用許可の取消し)

第8条 教育委員会は、サークルが、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、サークルが損害を受けることがあっても、教育委員会は一切その責めを負わない。

- (1) 野々市市公民館条例（以下「条例」という。）又は条例に基づく規則に違反した場合
- (2) 虚偽、その他不正の行為により使用許可を受けた場合
- (3) 使用許可に付した条件に違反した場合
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められた場合
- (5) 建物、施設設備等（附属備品を含む。）を破損するおそれがあると認められた場合
- (6) 宗教活動や営利を目的とする活動と認められた場合
- (7) 許可を受けずに、入場料を徴収しようとした場合
- (8) その他管理上支障があると認められた場合

（施設使用上の注意事項）

第9条 サークルの代表者は、施設を使用するときは次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設使用中は使用許可書を携帯すること。
- (2) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (3) 許可を受けずに、施設、設備、器具等を使用しないこと。
- (4) 使用した器具、物品等は、使用后、元の状態に復帰すること。
- (5) 館内及び敷地内での広告物等の掲示や配布、物品の販売、金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) 館内及び敷地内で飲食・飲酒や所定の場所以外での喫煙をしないこと。特に、火気に注意すること。ただし、調理実習、会議及び研修等での茶菓子及び弁当、若しくはお茶及びコーヒー等軽食についてはこの限りではない。
- (7) 非常口、消火設備等付近には、物を置かないこと。
- (8) 他人に危害迷惑をかける物品、動物を持ち込まないこと。
- (9) 騒音・怒声・放歌等を発したり、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (10) 会場使用に必要な受付、案内、整理（駐車場を含む。）等の人員は、使用者において手配しておくこと。
- (11) 使用後は、整理、整頓及び清掃を行うこと。
- (12) 代表者は、施設使用后、館内備え付けの日誌に記入すること。
- (13) その他、施設職員の指示に従うこと。

（損害賠償）

第10条 サークルは、施設使用により建物、附属設備、備品等を損傷し、又は紛失したときは、直ちに施設職員に届け出なければならない。なお、この場合、実費賠償をしなければならない。

2 条例や規則に違反し、その処分によってサークルに生じた損害又は屋内外使用における事故や紛失・盗難、及び施設の責めによらないで生じた損害については、教育委員会は損害賠償の責めを負わない。

（サークル組織内の遵守事項）

第11条 サークルは、次の各号に掲げる事項を遵守して活動を行わなければならない。

- (1) 申請内容に基づいた活動を行うこと。
- (2) サークルの代表者と指導者は兼ねることはできない。
- (3) サークルの活動は、指導者中心の私塾的運営にならないよう会員の相互学習を基本とした活動を行うこと。
- (4) サークルの代表者は、サークル活動の総括及び公民館使用の責任を負うものとする。
- (5) サークルの会費は、できるだけ低額とすること。
- (6) サークルの指導者は、会員の相互学習の援助者として自覚をもって指導にあたること。
- (7) サークルの会員の中から指導者が育つよう努めること。
- (8) 流派、家元、資格、段及び級等に関係ある趣味実技サークルは、閉鎖的、私塾的活動運営にならないように、常にサークルとしての活動を逸脱しないよう努めること。
- (9) サークルは、館長の求めに応じ、必要書類を提示しなければならない。
- (10) サークルの会員は、公民館が主催する事業には積極的に参加すること。
- (11) サークルは、相互の連携を密にし、円滑な運営を図るためサークル連絡会議に出席しなければならない。
- (12) サークルの使用時間は、1回又は1日につき4時間以内とする。ただし、館長が認めた場合はこの限りではない。
- (13) サークルの活動で使用する私的器材、用具は、公民館では保管しない。ただし、サークルが、やむを得ず保管を依頼しなければならない場合は、館長の許可を得るものとする。この場合にあつては、サークルが損害を受けることがあつても、教育委員会は一切その責めは負わない。

(委任)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この要項は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年1月1日から施行する。